

株式会社恵が運営するグループホーム利用者への県の支援策について

1 事業者（株式会社恵）による転居先の調整

- ・事業者の責務として現利用者の転居先を調整

2 支給決定権者（市町村）による転居先の調整 ⇒処分日に市町村に通知を発出

- ・相談支援事業所、基幹相談支援センターを中心に転居先を調整

（利用者一人ひとりについてサービス等利用計画を作成する相談支援専門員が本人の意向を踏まえ調整）

県の支援策

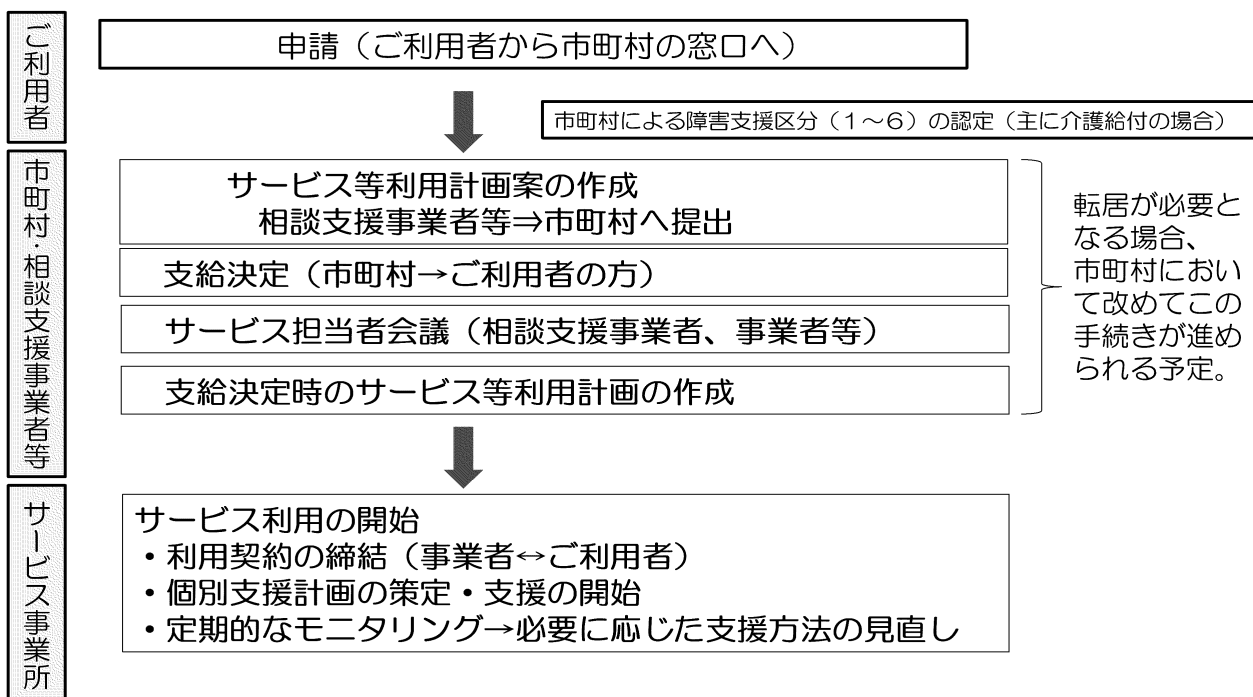
- ・県が市町村の相談体制を支援する「地域アドバイザー事業」に市町村の転居調整への支援を追加（圏域ごとに配置している 11 名のアドバイザーによる支援）
- ・県内グループホームの空き状況を調査し、市町村等に提供
- ・関係団体を通じて、空いているグループホームに積極的な受入りを依頼

さらに、障害の程度が重く、転居先が決まらない利用者への対応として、

- ・県医療療育総合センターへの緊急一時的な受入れを調整

【参考】

＜障害福祉サービス等の利用手続き＞



地域アドバイザーによる相談支援体制へのバックアップ支援(イメージ)

愛知県

地域アドバイザーについて

相談支援事業者、市町村等の関係者に対し広域的・専門的支援を行い、相談支援体制の充実及び相談支援事業の円滑な実施に資することを目的に愛知県が障害保健福祉圏域ごとに設置している専門のアドバイザー。(社会福祉法人等に委託)

通常時の支援

市町村で対応困難な事例に対する
助言・支援

市町村の相談支援体制充実
に向けた助言

地域のネットワーク構築に向けた
指導・調整

など

今般の行政処分等を踏まえた支援強化

○ 適切な意思決定支援に向けた助言・支援

相談支援事業所、市町村等関係機関が実施する利用者の
ニーズ把握やモニタリングの適切な実施に向けた支援

○ 転居先の調整に関する助言・支援

市町村域を越えた転居や、強度行動障害などサービス利用
に際して特に配慮が必要な利用者の転居調整を支援

利用者の意思に基づいた障害福祉サービスを提供

